

平成30年度を迎えて

新年度を迎え、皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

東日本大震災から7年が経過しましたが、復興は未だ途上にあります。市町村職員の皆様には、そうした中においても一層職務に精励されておりますことに対し、深く敬意を表します。

国家公務員の退職手当については、人事院が実施した平成27年度の退職給付に係る官民比較の調査結果（官が民を78万1千円上回る）と見解を踏まえ、退職手当の支給水準を平成30年1月1日から引き下げました。

本組合の退職手当については、国家公務員退職手当法を準拠することとなっておりますが、退職手当の引き下げは、市町村職員にとって最も重要な問題と捉え、昨年4月の人事院の発表以降、役員・議員はじめ関係者総力をもって取り組んで参りました。

結果、労働団体との協議を経て、平成30年2月7日に開会された本組合定例議会において、本年4月1日から退職手当の支給水準を国と同様に引き下げることに決定いたしました。

前回の大幅な退職手当の引き下げに続く今回の引き下げは、私共組合の執行部にとっても苦汁の決断となりました。市町村職員の皆様には、こうした事情をご理解くださるようお願い申し上げます。

なお、このホームページにあります退職手当の試算も、改正後の支給率に修正しておりますので、ご利用ください。

組合は、職員の皆様が安心して公務に専念できますよう、一層の努力をして参りますので、今度ともご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げ、新年度にあたってのご挨拶といたします。

平成30年4月

宮城県市町村職員退職手当組合

組 合 長 佐 藤 仁

(宮城県南三陸町長)